

こんなときは届け出が必要！

①子ども医療証などの公費医療証の新規認定・記載事項変更

子ども医療証、重度障がい者医療証、ひとり親家庭等医療証、特定疾患医療受給者証、自立支援医療受給者証などの公費医療受給者証は、現時点ではマイナ保険証に一体化されません。新規に認定を受けるときや、記載事項に変更が生じたときは、申請や届け出が必要です。医療機関で受診するときはこれまで通り、紙の証を窓口で提示してください。

②マイナ保険証を利用するのが難しい人などが受診

介護が必要な高齢者や障がい者などで、暗証番号の記憶や顔認証が難しい人は、マイナ保険証の利用登録があっても申請することで、これまでの保険証と同じ方法で受診できる資格確認書を交付できます。また、本人の希望により本人の前で、ヘルパーなどの介助者がマイナ保険証をカードリーダーに置くなどの必要な支援を行うことは差し支えありません。

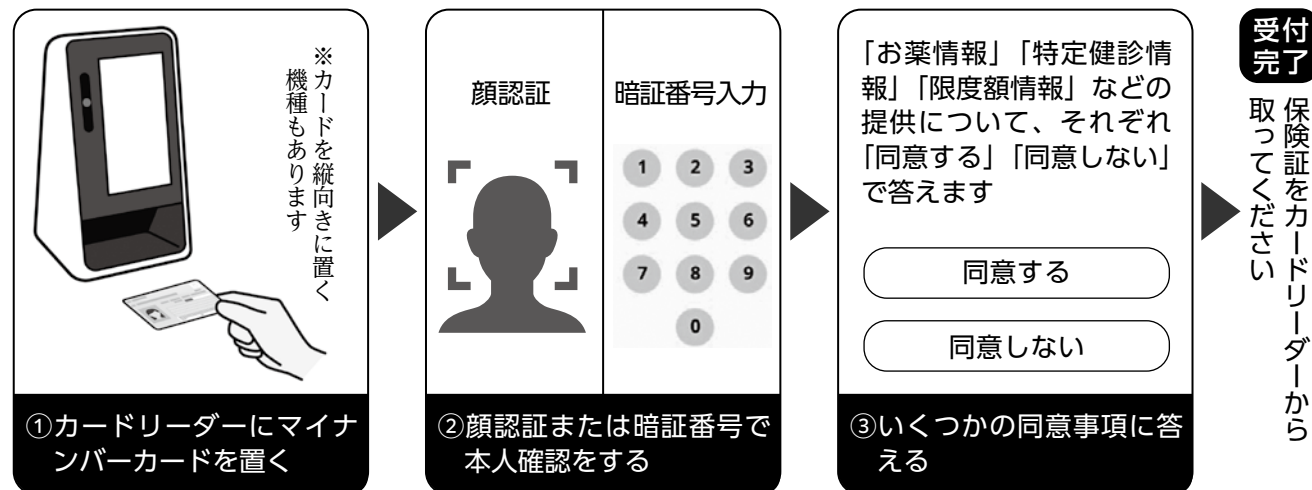
③住民税非課税世帯の人で直近1年間の入院日数が90日以上

マイナ保険証を利用するときは、限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の申請は不要ですが、住民税非課税世帯の区分の人で直近1年間の入院日数が90日を超えるときは別途申請が必要です。

④マイナ保険証の利用登録の解除

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意のため、希望する人は、今後、利用登録の解除の手続きができるようになる予定です。そのときは、健康保険の保険者に申請を行えば、資格確認書を交付できます。

マイナ保険証を病院などで実際に利用する方法は？



マイナ保険証をなくしてしまったときは？

- ①マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120・95・0178（紛失については24時間365日受付）に連絡して、マイナ保険証の利用を停止する。
- ②健康保険の保険者に資格確認書の交付申請を行い、交付を受ける。

令和6年
12月2日
以降

マイナ保険証を基本とする仕組みに変わります



改正マイナンバー法の施行によって、令和6年12月2日（月）から現行の紙の保険証の新規発行は行わず、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。今回は変わる保険証について、皆さんにお知らせします。

問い合わせ先 市保険年金医療課保険年金係 ☎43・8127
// 医療係 ☎43・8128

※今回お知らせしている内容は10月7日時点のものです。
最新の情報は、随時、市公式ホームページでお知らせします



福津市の市外局番は0940です

保険証はどうなる？ 病院などを受診するときはどうすればいい？

	マイナ保険証を持っている人 (マイナ保険証の利用登録をしている人)	マイナ保険証の利用登録をしていない人 または マイナンバーカードを持っていない人
持っている保険証は使えなくなる？	保険証に記載されている有効期限までは引き続き使えます。 ※有効期限が記載されていない保険証は令和7年12月1日まで	保険証は捨てないで！
個別にお知らせなどが届く？	持っている保険証の有効期限までに「資格情報のお知らせ（資格情報を証明するもの）」が、申請不要で届きます。	持っている保険証の有効期限までに「資格確認書（現行の保険証の代わりになるもの）」が、申請不要で届きます。
受診（保険診療）するときはどうする？	マイナ保険証を使って受診する。 ※「資格情報のお知らせ」のみでは受診（保険診療）できません	資格確認書を使って受診する。 ※「資格確認書」にも有効期限があり、記載されている有効期限まで使えます。有効期限までに、新しい「資格確認書」が送られてきます

昭和24年12月2日から昭和25年7月31日生まれの人
に資格確認書が届きます（令和7年7月末までの特例措置）



75歳の誕生日を迎えると、全ての人が自動的に後期高齢者医療制度へ移行します。それに合わせて、マイナ保険証を持っている人にも、持っていない人と同様に「資格確認書」が申請不要で届きます。